

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2013～2016

課題番号：25300013

研究課題名(和文) アジア諸国の災害管理・復興に資する法制度構築の提言型学術調査

研究課題名(英文) Survey-Based Research for Law-Making for Facilitating Disaster Management and Recovery in Asia

研究代表者

金子 由芳 (Kaneko, Yuka)

神戸大学・国際協力研究科・教授

研究者番号：10291981

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法学・経済学・防災工学他の文理協同型研究連携により、東日本大震災を初め日本の制度課題を軸に、アジアの巨大災害被災地における現地機関との共同で、災害復興の共通課題を抽出する国際的学術調査の取組みであった。インドネシア2004年津波、中国2008年四川地震、ミャンマー2008年サイクロン、ニュージーランド2011年地震、タイ2011年洪水、フィリピン2013年台風ヨランダ、ネパール2015年地震、バングラデシュ2015年サイクロン他の現地調査により、未登記の私権保障等の共通課題を抽出した。成果としてAsian Law in Disaster (Routledge, 2016)他を刊行。

研究成果の概要(英文)：This research purported the identification of common challenges for the law-making for the human-centered disaster recovery, by way of an international and interdisciplinary collaboration between the experts of law, economics, and engineering in Japan and counterparts in disaster-prone countries in Asia. During 4 years' research period, the group conducted joint surveys in the affected areas of the 2004 Aceh Tsunami, 2008 Sichuan Earthquake, 2008 Myanmar Cyclone Nargis, 2011 Christchurch Earthquake, 2011 Thai Flood, 2013 Typhoon Yolanda in the Philippines, 2015 Nepal Earthquake, 2015 Bangladesh Cyclone, etc. The major findings include the needs of legal frameworks to protect unregistered civil property rights from the development-oriented public works often prioritized in the recovery phases based on the top-down style Needs Assessment. The detail of research results is published in a series of publication including "Asian Law in Disaster" (Routledge, 2016).

研究分野：アジア災害法

キーワード：災害法 アジア法 災害復興研究

1. 研究開始当初の背景

近年、アジア発展途上地域には頻りに激甚災害が襲い、気候変動や拙速な経済開発に伴う環境破壊とも相まって深刻な被害を拡大させているなか、災害分野の国際援助においても従来型のハード・インフラ整備や緊急支援に留まらず、減災型の制度構築が新たな課題と考えられつつある。とくに2005年に神戸における国連世界防災会議で採択された「兵庫行動枠組み」では災害法制・ガバナンスの強化を強調したことから、アジア各国では昨今相次いで災害法制の整備が進んだ。しかし災害法制の内容・実施状況に対する学術的研究は遅れ、欧米でも2005年ハリケーン・カタリーナを契機によやく端緒に就いたばかりである。アジアにおいては、防災先進国日本の学界がリードする形で、アジア版の災害法制研究を牽引する役割が期待される状況があった。そうしたなか、2011年に勃発した東日本大震災は、防潮堤整備等のハード型対策に依存してきた従来の日本の防災対策の限界を見せつけ、今後、工学系のみならず社会科学系が連携する文理共同の取り組みにより、「兵庫行動枠組み」の精神を現実化する制度構築が、防災先進国を自称してきた日本自身にとっても課題である現実を突きつけた。

2. 研究の目的

本研究は、阪神・淡路大震災以来の文理共同型防災研究に一定の実績を有する神戸大学の研究陣を中心に、東日本大震災被災地の岩手大学・東北大学との間で「被災大学間連携」を形成し、法学・経済学・防災工学が協同する文理連携体制を基盤として、一方では、東日本大震災の応急・復興過程の制度面の教訓を抽出する国内研究を深めつつ、他方で、かかる日本の教訓を比較軸として、アジア各地の巨大災害被災地における被災大学との連携により海外学術調査を実施し、減災と被災者保護に資する制度構築の共通課題を抽出し、その改善へ向けた提言を目的とするものである。主な海外対象諸国・連携先は、インドネシア・シャクアラ大学(2004年スマトラ津波)、中国・四川大学災害復興管理学院(2008年四川大地震)、ミャンマー内務省・ダゴン大学(2008年サイクロン・ナルギス)、ニュージーランド・カンタベリー大学(2011年カンタベリー地震)、タイ・チュラロンコン大学(2011年洪水)、フィリピン大学ディリマン校公共政策学院(2013年台風ヨランダ)、ネパール・トリブバン大学工学部(2015年初・ル地震)、バングラデシュ・ダッカ大学(2015年サイクロン・コメン他)である。災害法制の比較検討の焦点はとくに応急対策から災害復興段階へかけて、阪神・淡路大震災から東日本大震災へかけて積み残された深刻な教訓として浮上した、

復興公共事業が最優先で実施される中での被災者の生活・生業再建の遅れ、私権の補償なき制限・剥奪といった制度的課題が、アジア各地で共通し、「災害と開発」とも称すべき一連の問題群として抽出しうる点である。本研究は国内連携・国際連携のネットワークを通じ、これらの問題群の理解を深め、その解消へ向けた実践的な提言につなげる比較研究を意図した。

3. 研究の方法

本研究開始に先立つH24年度に、主要対象諸国の研究協力先との協同で、共通課題点の抽出のために「テンプレート」を作成し、集約済であった。H25~28年度の本研究の実施期間中の研究手法は、上記「テンプレート」から各国の災害法制の規程が手薄であることが明らかとなった、応急支援段階・災害復興にかけての被災者支援・私権保障の制度構築を中心に、各国の法制度の比較読解を進め、これを受けた予備調査を実施し、本調査で検証を深める打開的手法である。予備調査では、対象諸国の行政機関・研究連携先との意見交換を通じて災害法制・ガバナンスの課題点を絞り込んだ。本調査では、予備調査で絞られた論点を検証すべく地方末端行政・村落部への聞き取り調査を実施した。主な現地調査は、H25年度はタイ(バンコク・南部パンナー県)、インドネシア(アチェ)、フィリピン(タクロバン)、H26年度は中国(四川)、インドネシア(アチェ)、H27年度はミャンマー(エラワディ)、H28年度はネパール(ゴルカ)、ミャンマー(タニンダーリ)、バングラデシュ(コックスバザール)他であった。

4. 研究成果

主要な研究成果は、2016年刊行 *Asian Law in Disaster: Toward Human-entered Recovery* (Routledge)、2015年刊行『災害復興の法と法曹』(成文堂)他の図書・論文を通じて公表している。

2005年「兵庫行動枠組み」が強調した災害対応の柱の第一は、法制度・ガバナンスの強化、コミュニティ重視であったが、これとは別に、2015年国連仙台世界防災会議採択の「仙台減災枠組み」では、新たなキャッチフレーズとして「Build Back Better」の呼び声を高め、ハード型の公共インフラ整備事業を推進する新たな機運がアジア各地で動いていることが確認された。こうした世界防災会議の重点のシフトは、各国の災害法制とその実施にどのような影響を与えているのであろうか。本研究の現地調査を通じて、巨大災害を経験した末端行政・村落レベルでは、新たな災害立法・防災計画を受けたコミュニティ防災の高まりが観察されたが(インドネシア・アチェ、ミャンマー・エラワディ他)他方で、各地で公助・国際援助の偏在が課題であり、被災者支援の制度設計の迷走が見受けられた。

他方、公共インフラ整備事業の推進により、被災者の生活再建支援や私権保障の後退が懸念される。近年、応急支援段階から災害復興段階にかけての被災者支援の断絶を埋める無償の人道支援の射程拡張（Early Recovery）の機運があったが、当面の射程は、住宅復興の方法論、また Cash for Work などの一部の各論に特化し閉塞感を示している。一方で、世界銀行・アジア開発銀行などの国際開発援助機関が行う災害復興段階の有償支援に向けて、ニーズ・アセスメント（PDNA）が注目される。人道無償支援の終了間際には早くも、インフラ再建の有償支援資金を当て込む公共インフラ事業の陳情が殺到する状況が、各地で観察された。復興・安全を大義とする公共事業の進捗が優先課題とされるなか、被災者は、居住規制、無償の立退き圧力など、二次的被災ともいふべき苦境に晒される姿も観察された。

以上から、第一に、災害法制の制度理念の再論が課題である。被災者の生活再建に関して「公助・共助・自助」のバランス論が語られ、公助の縮小、共助・自助の強調を促す論調が盛んであるが、このような新公共論が、国家の被災者に対する安全確保義務の安易な後退につながるおそれがある。他方で、災害復興ニーズ・アセスメントを受けた公共インフラ投資の背後で、生活再建の規制や立退きに晒される被災者の私権保障としての損失補償や損害賠償の制度構築が、共通論点として浮かび上がった。また「Build Back Better」型公共インフラ事業を、国家主導の「開発」の文脈ではなく、被災者・被災地主導の「安全」の文脈（Build Back Safer）に呼び戻す災害法制の役割が求められており、参加型復興計画・復興事業の決定手続が共通課題として引き出された。

これらアジア発展途上国諸国の災害現場で観察される私権保障や参加型復興手続の遅れは、防災先進国を自称する日本にも該当する諸課題である。「災害と開発」をめぐる本研究の知見は、日本自身の災害法制のありかたに再論を迫るものとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 21 件）

H28 年度

-金子由芳，未来に活かす安全と暮らしのまちづくりアンケート 宮古市田老・銚ヶ崎・釜石市鶴住居の結果から，都市安全研究報告 21 号，査読無，2017

-荒木裕子・北後明彦・金子由芳・Lohani タラニディ，2015 年ネパール地震後の住宅再建と安全性向上の取り組みに関する研究，都市安全研究報告 21 号，査読無，2017

-金子由芳，災害復興基本法へ向けた課題 - 私権保障の確立，『復興』18 号，日本災害復興学会，2-5，査読無，2017

-金子由芳，災害法分野における今後の研究課題，日本災害復興学会『復興』17 号，23-25，査読無，2016

-金子由芳，罹災法廃止をめぐる被災借地権者の問題，日本災害復興学会『復興』17 号，47-56，査読有，2016

-Tamiyo Kondo and Yuka Karatani，“Spatial Planning for Housing Recovery after Great East Japan Earthquake” in Stefan Greiving, et al. Spatial Planning and Resilience Following Disasters, Policy Press, pp.41-54, 2016

-山崎栄一，災害時要配慮者への支援と課題，『法律のひろば』69 巻 3 号，p.13-18，査読無，2016

-飯 考行，被災地における法と法律家の役割，『法律時報』88 巻 4 号，p.4-12，査読無，2016

-飯 考行・関嘉寛編，『東日本大震災からの復興(3) たちあがるのだ』，弘前大学出版会，2016

H27 年度

-豊田利久，経済再建の現実，『震災復興学』，ミネルヴァ書房，査読無，p.60-72，2015

-Akihiko Hokugo，Community-Based Reconstruction of Society and University Involvement, in Proceedings of the Public Forum at the Third United Nations World Conference on Disaster Risk Reduction in Sendai, 査読無，2015

H26 年度

-金子由芳，アジアの災害復興における私権補償と司法アクセス，『国際協力論集』，22 巻 2 号，pp1-42，査読無，2014

-金子由芳，アジアの問題状況 土地法改革にみる持続的開発論の略奪，『法社会学』81 号，査読無，29014

H25 年度

-金子由芳，災害復興計画における参加と私権 日本・タイの法制比較，『復興』8 号，p.37-46，査読有，2013

-金子由芳，災害復興における参加の手続保障 日本・タイ・インドネシアの比較，国際協力論集，22 巻 2 号，p.1-40，査読無，2013.

-Yuka Kaneko，Law and Community in Disaster Recovery: Lessons from 2011 Great East Japan Earthquake on the Civil Rights, " Journal of International Cooperation Studies, Kobe University, Vol.21, No.1, p.23-51, 査読無，2013

-Yuka Kaneko，GAR 2015 Input Paper on the Thematic Review on the HFA PFA5/C14: Impacts of the Procedural Basis of the Human-Centered Recovery, " International Recovery Platform (IRP), 査読無，2013

-Yuka Kaneko，Supporting Municipality Functions, in The Great East Japan

Earthquake 2011: Case Studies, International Recovery Platform, p.49-63, 査読無, 2013
-Yuka Kaneko, Law on Disaster Recovery: A Comparative Approach to Japan and Asian Laws, in Proceedings of Japan-Netherlands Law Conference, Leiden University, Netherlands, 査読無, 2013
-飯 考行, 災害に対応しうる法・司法・法学のあり方, 『法の科学』44号, p.18-28, 2013
-飯 考行, 災害に対応しうる地域司法のあり方, 『鹿児島大学法学論集』48巻1号, p.51-62, 査読無, 2013

〔学会発表〕(計17件)

H28年度

-Yuka Kaneko, Norm Conflicts in Disaster Recovery, Law & Society Association 2016, U.S.A., June 2, 2016
-金子由芳, 東日本大震災の法的対応5年目の暫定評価、日本法社会学会学術大会シンポジウム, 2016.5.28, 立命館大学
-金子由芳, 災害復興基本法への提言: 2つの大震災の教訓から, 震災復興学シンポジウム, 2016.3.8, 神戸勤労会館

-Katsumi Matsuoka, Some Lessons from the Large Scale Tsunami Disaster in Japan, University of Saskatchewan School of Environment and Sustainability, Canada, May 24, 2016

H27年度

-Yuka Kaneko, Conflict of Public and Private Laws: Results of Post-Disaster Town Recovery in East Japan, 5th East Asian Law & Society Conference, Waseda University, August 5, 2015

-Yuka Kaneko, Participation, Compensation, and Judicial Access in Disaster Recovery, Law & Society Association (LSA) 2015, New Orleans, May 28, 2015

-Takayuki Ii, Feature of Legal Treatments for the East Japan Great Earthquake and Tsunami, LSA 2015

-Katsumi Matsuoka, Legal Resilience for Disaster Management in City Planning,

H26年度

-金子由芳, 災害復興における被災者の参加・補償・司法アクセス, 国際開発学会企画セッション, 2014.11.29, 千葉大学

-金子由芳, 東日本大震災における私権の補償問題, 日本災害復興学会企画セッション, 2014.10.24, アデーレ長岡

-Yuka Kaneko, Responsibilities of the Government for the Recovery of Disaster-Affected People-Differentiating Support and Compensation, Asian Disaster Law Study: Sichuan Workshop, 2014.8.12, 四川大学(中国)

-金子由芳, 震災復興における国家と私権,

日本法社会学会企画セッション, 2014.5.11, 大阪大学

-Takayuki Ii, Access to Justice in the Aftermath of East Japan Great Earthquake and Tsunami, International Institute of Sociology of Law World Congress, 2014.5.22 H25年度

-Yuka Kaneko, Asian Disaster Law Assessed by the Human-Centered Ideal of Hyogo Framework in Action: Substantive Aspects, AIWEST-DR, Syiah Kuala University, Aceh, Indonesia. December 23, 2013

-Yuka Kaneko, Law and Community in Disaster Recovery, Law and Society Association 2013, Boston, May 31, 2013

-Yuka Kaneko, Disaster and Law in Asia: Institutionalizing the Role of Community in Disaster Recovery, 3rd East Asian Law and Society Conference, Shanghai Jiao Tong University, Shanghai, China, March 23, 2013.

-角松生史, パネルディスカッション「防災と財産権のコントロール」, 法と経済学会第10回全国大会, 2013

〔図書〕(計8件)

-Yuka Kaneko, Katsumi Matsuoka & Toshihisa Toyoda, eds., Asian Law in Disasters: Toward a Human-Centered Recovery, Routledge, 査読有, 333ページ, 2016

-松岡 勝実・金子由芳・飯 考行編, 『災害復興の法と政策 未来への政策的課題』, 成文堂, 343ページ, 2016

-金子由芳・北後明彦編, 『未来に活かす安全と暮らしのまちづくりアンケート報告書』, 震災復興支援プラットフォーム, 2016

-金子由芳, 私権の保護, 室崎益輝編 『災害対応ハンドブック』, 法律文化社, p.147-149, 査読無, 2016

-神戸大学震災復興プラットフォーム(北後明彦・金子由芳)編, 『震災復興学』, ミネルヴァ書房, 査読無, 288頁, 2015

-豊田利久, 被害額と復興財政, 『大災害20年と復興災害』, クリエイツかもかわ, 査読無, p.200-205, 2015

-金子由芳, 災害復興における国家と私権のゆくえ 東日本大震災とアジア, 小柳春一郎編 『災害と法』, 国際書院, 2014

-山崎栄一, 災害対策基本法の見直し, 関西大学編 『防災・減災のための社会安全学』, ミネルヴァ書房, p.141-157, 2014

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
発明者:

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子由芳（神戸大学大学院国際協力研究科
教授・神戸大学都市安全研究センター兼務）
（Yuka Kaneko）
研究者番号：10291981

(2) 研究分担者

北後 明彦（神戸大学都市安全研究センター
教授）（Akihiko Hokugo）
研究者番号：30304124

松岡勝実（岩手大学人文社会科学部教授）
（Katsumi Matsuoka）
研究者番号：80254803

飯 考行（弘前大学准教授/ 専修大学教授）
（Takayuki Ii）
研究者番号：40367016

山崎栄一（関西大学釈迦安全学部教授）
（Eiichi Yamazaki）
研究者番号：00352360

草野 芳朗（学習院大学法学部教授）
（Kusano Yoshiro）
研究者番号：70433711

(3) 連携研究者

（ ）
研究者番号：

(4) 研究協力者

【日本側作業部会】

豊田利久（神戸大学名誉教授）

（Toshihisa Toyoda）

斎藤 徳美（岩手大学名誉教授）

（Tokumi Saito）

角松生史（神戸大学法学部教授）

（Narufumi Kadomatsu）

稲葉 一人（中京大学教授）

（Kazuto Inaba）

本荘 雄一（神戸都市問題研究所常務）

（Yuichi Honjo）

【海外研究協力者】

・ Taqwaddin Husein（シャクアラ大学法学
部教授）

・ Teuku Alvisyahrin（シャクアラ大学津波
防災研究所部長、同災害学大学院教授）

・ 顧林生（四川大学香港理工大学災害復興管
理学院教授）

・ 李衛海（中国政法大学軍事法研究所副教授）

・ Kanongnij Sribuaiam（チュラロンコン大
学法学部准教授）

・ Eathipol Srisawaluck（チュラロンコン
大学法学部准教授）

・ Chodnarin Koedsom（タイ内務省防災局
DDPM 政策審査官）

・ Ngyuen Van Quan（ハノイ法科大学教授、
行政法部長）

・ Nguyen Chi Lan（ベトナム司法省民商事法
務局国際民商事部長）

・ 白珉浩（江原大学防災学部教授）

・ Ebinezer Florano（フィリピン大学公共
政策学校助教授）

・ Burcak Basbug Erkan（中東技術大学災
害管理研究所部長・助教授）

・ Phillip Joseph（カンタベリー大学法学部
教授）

・ Elizabeth Toomy（カンタベリー大学法学
部教授）